

埼玉県農業再生協議会規約・規程の一部改正について

1 改正する規約

埼玉県農業再生協議会規約

埼玉県農業再生協議会事務処理規程

埼玉県農業再生協議会会計処理規程

埼玉県農業再生協議会文書取扱規程

2 改正の理由

埼玉県農業協同組合中央会が令和元年10月1日付けで組織改正を行い、代表者が会長から代表理事会長となったこと及び地域振興部が農政対策部となったことによる改正。